

配偶者に対する税制・社会保障制度、手当等のあり方について
～女性が働きやすい制度等への見直し～

1. 「働き方の選択に対して中立的な制度」に関する検討

所得税及び個人住民税に配偶者控除が創設されてから半世紀が経過し、家族や働き方を巡る状況は大きな構造変化に直面しています。

制度創設当初は、終身雇用の男性の雇用者と無職の妻からなる「片働き世帯」が「夫婦世帯」の典型的な家族モデルとなっていましたが、経済のグローバル化に伴う産業や労働市場の構造変化に伴い、雇用システムも変化し、非正規雇用等、多様な働き方が可能になるとともに「共働き世帯」が増加し、女性のライフスタイルも多様化しています。

安倍政権の成長戦略である日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）では、「女性の活躍推進」の項目において、「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」とされています。

これを受け、政府税制調査会や経済財政諮問会議において、働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するために、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、総合的な検討がなされています。

2. 税制（所得税及び個人住民税における配偶者控除のあり方）

(1) 課題

所得税及び個人住民税における配偶者控除については、共働きが増加している中で、片働きを一方向的に優遇するのは適当ではないとの指摘や、配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除が受けられなくことが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がなされています。

103万円の壁については、昭和62年に配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなり、税制上の103万円の壁は解消していますが、企業が設けている配偶者手当の支給基準として援用されている場合もあり、心理的な「壁」として残っているとの指摘もあります。

(2) 見直しの検討

平成26年11月、政府税制調査会において、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」がとりまとめられ、配偶者控除の廃止や、それに代わる新たな控除制度など、5つの選択肢が示されています。

3. 社会保障制度（健康保険、年金制度のあり方）

(1) 課題

社会保障制度に関しては、正社員等を夫に持つ女性の収入が130万円を超えた場合に、社会保険料負担が発生するいわゆる「130万円の壁」の問題や、第3号被保険者制度が自営業者等の妻や独身者との関係で不公平であるとの指摘がなされています。

(2) 見直しの検討

平成27年1月、厚生労働省社会保障審議会年金部会において、働き方に中立的な社会保障制度への見直しについての議論が行われました。

① 「130万円の壁」の問題について

いわゆる「130万円の壁」は、被扶養配偶者の認定基準である年収130万円の前後で、第3号被保険者である被用者本人が保険料負担を回避する問題として取り上げられます。

ところが、自ら保険料を負担する第1号被保険者である短時間労働者の年収分布においても、年収100万円前後で山がみられるため、「130万円の壁」を被用者本人の保険料負担回避行動という側面のみで説明することは適切ではなく、被用者保険の適用の壁と事業主の社会保険料負担回避行動が相互に作用しているものと、分析されています。

② 第3号被保険者制度について

第3号被保険者制度については、同じ保険料拠出に対して、夫（妻）のみ就労の世帯のみが妻（夫）の基礎年金分の給付が多い結果となり、この制度が公平かどうかについて、評価が分かれています。

共働き世帯が増加していること、女性の活躍促進が、労働力の確保だけでなく、これまで以上に多様な価値観を取り込む新たなサービス・製品の創出を促進し、社会全体に活力をもたらすことが期待されていることを踏まえると、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については、認識を共有しています。

働き方に中立的な社会保障制度としていく方策としては、まずは、被用者保険の適用拡大が必要であることが確認され、短時間労働者のうち一定の要件を満たすものについては、被用者保険の対象とするとの見直しを行い、平成28年10月から実施されることとなっています。

4. 配偶者手当（企業等における家族手当のあり方）

(1) 家族手当の支給状況

① 明石市役所における家族手当制度（国家公務員と同じ）

他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている配偶者に対して支給
（年額 130 万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者は対象外）

○支給月額

配偶者	13,000 円
配偶者以外の扶養親族	6,500 円※
配偶者のいない扶養親族のうち1人	11,000 円

（注1）※16～22 才の子については 5000 円加算

② 民間企業における家族手当制度

「平成 27 年職種別民間給与実態調査」（人事院）によれば、家族手当制度がある事業所は 76.5%であり、うち配偶者に家族手当を支給する事業所は 90.3%（全体の 69.0%）となっています。

配偶者に家族手当を支給する事業所のうち配偶者の収入による制限がある事業所は 84.9%であり、収入制限の額としては、103 万円が 68.8%、130 万円が 25.8%となっており、この制限が女性パートタイム労働者による「就業調整」の要因の1つとなっていると指摘されています。

民間企業における家族手当の支給状況（平成 27 年職種別民間給与実態調査）

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入による制限がある	収入制限の額			配偶者の収入による制限がない	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
			103万円	130万円	その他 （従業員の収入より少ない等）			
76.5%	(90.3%)	[84.9%]	[68.8%]	[25.8%]	[5.4%]	[15.1%]	(9.7%)	23.5%

収入制限額設定の際に考慮している事項（複数回答）

所得税法の配偶者控除	健康保険の被扶養者	その他 （従業員の収入、初任給額、基礎年金額等）
[70.3%]	[30.1%]	[5.9%]

（注）1（ ）内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。
3 【 】内は、配偶者の収入による制限がある事業所を100とした割合である。

資料出所：人事院 第1回「扶養手当の在り方に関する勉強会」資料より抜粋

(2) 見直しの検討

国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院において、平成 27 年 8 月に提出した職員の給与に関する報告の中で、今後、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件

等について引き続き検討を行っていくとし、同年 11 月には、具体的な検討を行うに当たっての論点整理のため、学識経験者から意見を聴取する場として、「扶養手当の在り方に関する勉強会」を開催し、検討を行っています。

また、民間企業における配偶者手当については、「平成 27 年職種別民間給与実態調査」によりますと、民間企業において、5.9%が見直し予定があると回答しています。

民間企業における家族手当の見直し予定の状況（平成 27 年職種別民間給与実態調査）

配偶者の 家族手当を 見直し 予定がある	見直しの内容(複数回答)							配偶者の 家族手当を 見直し 予定がない	
	支給対象から 配偶者を除外	手当額の 減額	手当額の 増額	収入制限の 廃止	収入制限の 導入	収入制限の 引上げ	収入制限の 引下げ		その他 (見直し内容 未定等)
5.9%	(14.5%)	(23.1%)	(17.4%)	(7.9%)	(5.8%)	(0.7%)	(0.2%)	(35.4%)	94.1%

(注)1 見直しの予定の有無については、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。
2 ()内は、配偶者の家族手当を見直し予定がある事業所を100とした割合である。

資料出所：人事院 第1回「扶養手当の在り方に関する勉強会」資料より抜粋

平成 27 年 12 月には、厚生労働省において、労使による配偶者手当のあり方の検討を促すため、学識経験者による「女性の活躍推進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」が設置され、平成 28 年 3 月に報告書が取りまとめられています。

本検討会では、配偶者手当が個々の企業の賃金制度の内容に関わる問題であることから、労使が配偶者手当の在り方について検討を行うための背景、課題等を整理するとともに、労働契約法や判例、見直しが行われた企業事例を踏まえ、見直しを行う場合の留意事項等が示されています。

【配偶者手当の見直しの事例】

①配偶者を対象とする手当を廃止するもの

- ・ 家族手当を廃止し、または配偶者を対象から除外し相当部分を基本給等に組入れ
- ・ 配偶者に対する手当を廃止し、子どもや障害を持つ家族等に対する手当を増額

②配偶者を対象とする手当を縮小するもの

- ・ 配偶者に手厚い支給内容を、扶養家族 1 人あたり同額を支給
(配偶者に対する手当を減額し、子どもや障害を持つ家族等に対する手当を増額)
- ・ 配偶者に対する手当は、一定の年齢までの子どもがいる場合のみ支給

③配偶者を対象とする手当を存続するもの

- ・ 他の手当は改廃するものの、生活保障の観点から家族手当は存続